

2021年4月1日版

時短・外出自粛等により影響を受けた 道内事業者の皆様への支援金の概要について

北海道経済部中小企業課

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間8：45～17：30

（4月29日までは土日祝日も受付、以後は平日のみ）

申請書郵送先

〒060-8407 北海道特別支援金事務局（※住所の記載不要）

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

- 1 道特別支援金の概要 (P2)
- 2 給付対象 (P3～4)
- 3 保存書類 (P5)
- 4 特例申請 (P6)
- 5 申請手続き (P7～9)

1. 道特別支援金の概要

概 要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設しました。

要件 1

① 時短対象飲食店等との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市以外や昼間営業の飲食店等、人流減少の影響を受けた事業者

要件 2

2020年11月～2021年3月の期間のうち、いずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同月と比較して50%以上減少した月があること

※1：比較する月を11月及び12月とした場合は前年同月のみ

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施（2020年4月～12月に創業した方など）

給付額

中小法人等 **20万円** / 個人事業者等 **10万円**

受付期間

2021年4月1日～8月31日

注1：要件1の①について、**時短対象飲食店等**（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となっている事業者）との**直接・間接の取引がある事業者**が対象です。

注2：要件1の②について、**道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者**が対象です。

注3：**札幌市内**の2020年11月以降の**時短要請の対象である飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外**です。

注4：道特別支援金は**国の一時支援金の受給者は申請出来ません**。（重複受給は不可）

2. 給付対象 ①イメージ

道の飲食店時短等の影響

札幌市内

札幌市内・外

(時短要請等対象の)
飲食店



納入販売

食品加工
製造事業者

飲食関連器具
備品の販売事業者

流通
関連
事業者

飲食品の生産者



飲食関連の器具
備品の生産者



外出・往来自粛等の影響

北海道内

道内の居住地域内外

道民



外出自粛等

移動サービスの
提供事業者

外出目的地での
商品サービス
提供事業者



宿泊
サービスの
提供
事業者

飲食事業者
(札幌市
以外)

2. 給付対象 ②具体的な対象事業者の例

対象となりうる事業者の例

対象外

公共法人、政治団体
性風俗特殊営業 等

2020年11月以降に道の時短・休業要請等の対象となっていた飲食店等
(別途、時短支援金を措置しています)

国の一時支援金
受給者

↑ 納入

↑ 納入

納入 ↑ 取引、サービス提供 等

要件1-①

時短対象
飲食店等
との
取引がある
事業者

食品加工・製造事業者

・惣菜、食肉、水産加工業者 等
・酒、飲料製造業者 等

器具・備品納入事業者

食器、調理器具、店舗の備品、消耗品
を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス、清掃事業者、廃棄物処理
業者、広告事業者、設備工事事業者 等

↑ 納入

↑ 納入

流通関連事業者

・業務用小売店 等
・卸、仲卸、問屋、貨物運送事業者 等

納入

生産者

・農業者、漁業者 等
・器具備品製造事業者 等

要件1-②

外出・往来の
自粛要請等
による
影響を受けた
事業者

主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者

旅行関連

飲食事業者（札幌市以外の飲食店、昼間営業の飲食店等）、
宿泊事業者（ホテル、旅館）、旅客・運送業（タクシー、バ
ス）、自動車賃貸業者、文化・娯楽サービス事業者、旅行代
理店、観光施設運営、小売店（土産物、雑貨店） 等

その他

エンタメ、遊興施設関連事業者、雑貨、
アパレル、理美容、マッサージ店、
整骨院、エステ店、結婚式場、運転代
行業 等

納入 ↑ 取引、サービス提供 等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、卸・仲卸、清掃事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、
貨物運送事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー、バスガイド、
イベント出演者 等

申請にあたっては、道の時短等対象飲食店との取引があること、または、道の外出自粛要請等の影響を受けたことにより、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が前年同月比50%以上減少したことを示す書類の保存（事務局が求めた際に提出）が必要です

3. 保存書類の例

区 分

要件1-①

時短対象
飲食店等
との
取引がある
事業者

業種の例（P4参照）

食品加工・製造事業者

器具・備品納入事業者

サービス事業者

流通関連事業者

生産者

直接取引

保存していただく書類の例（※提出は不要です）

ポイント

①時短対象飲食店等と取引していることがわかる資料

・通帳・領収書など、時短対象飲食店等と継続的に取引していることがわかる資料

ポイント

①取引先との取引が確認できる資料

②その取引先経由で、最終的に時短対象飲食店等への納入が確認できる資料

・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料
・自らの取引先を経由し、最終的に時短対象飲食店等に納入されていることを確認できる資料

間接取引

要件1-②

外出・往來の
自粛要請等
による
影響を受けた
事業者

主に対面で個人向けに
商品サービスを
提供する事業者

旅行関連

その他

個人直接取引

ポイント

①個人顧客と取引していることがわかる資料

②外出・往來自粛等の影響で地域で人流減少がわかる資料

・宿帳や現金出納帳、通帳の写しなど、個人客と継続的に取引していることがわかる資料
・自らの所在地の人流が減少したことがわかる資料等
(V-RESAS等の統計データや、市町村等、業界団体等が実施した調査でも可)

間接取引

ポイント

①取引先との取引が確認できる資料

②その取引先が人流減少の影響を受けたことがわかる資料

・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料
・自らの取引が人流減少の影響を受けていることがわかる資料、記録

上記事業者への
商品・サービス提供を
行う事業者

4. 特例申請

※必要書類については後日、詳細をホームページ等で公開いたします。

ポイント

- ・ 個別の事情で給付に必要な書類が準備できない方などに向けて、各種特例を設けます。
- ・ 特例により申請される場合は、通常より審査に時間を要する可能性があります。

①証拠書類に関する特例

(個人) 確定申告義務が無い場合は、確定申告書を住民税の申告書類で代替可能

(法人) 確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

②創業特例

2019年又は2020年に
開業した方

③合併特例

事業収入を比較する
2つの月の間に合併を
行なった方

④事業承継特例

事業収入を比較する
2つの月の間に事業承
継を行なった方

⑤法人成り特例

事業収入を比較する
2つの月の間に個人事
業主から法人化した方

⑥季節性収入特例

月当たりの事業収入
の変動が大きい方

⑦連結納税特例

連結納税を行なって
いる法人

⑧罹災特例

2018年又は2019年の
罹災を証明する罹災証
明書等を有する方

⑨NPO法人等特例

特定非営利法人及び
公益法人の場合、代替
の書類で申請可能

5. 申請手続き ①必要書類

申請方法

電子申請（4/12～） および 郵送申請（4/1～）

※お問い合わせや申請書類の修正がスムーズになり、一般的に審査期間が短縮される電子申請をお勧めします。
※郵送の場合は、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

必要書類

- ☐ **確定申告書** : **収受日付印の付いた確定申告書の控え** ※1, 2, 3
※1 e-Taxによる申告の場合、受付日時印の印字又は受信通知メールの添付があること
※2 2019年11月～2020年3月までをその期間に含む確定申告書の控え
※3 確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え
- ☐ **売上台帳** : 2020年11月から2021年3月までの間で、対前年同月比で50%以上売上が減少している月(対象月)の月間事業収入がわかる **売上台帳**
※対象月が2021年1月～3月の場合、売上台帳の金額と2021年の確定申告書の内容が合致していることを確認させていただくことがあります
- ☐ **宣誓・同意書** : 代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書
- ☐ **本人確認書類** : 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面のみ）等
(個人事業者等の場合)
- ☐ **履歴事項全部証明書** : 申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書
(法人等の場合)
- ☐ **通帳** : 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・
名義人が確認可能な書類の写し

※上記のほかに、必要に応じて事務局から追加の書類を求める場合があります。
また、令和2年度(2020年度)に道支援金（『休業協力・感染リスク低減支援金』もしくは『経営持続化臨時特別支援金』）を受給されている事業者が申請する場合に、提出書類を簡素化（本人確認書類、通帳）しております。

★上記の申請に必要な書類に加え、5 ページに例示した「時短対象飲食店等との取引」や「外出・往來の自粛要請等による影響」がわかる資料を保存していただきますようお願いいたします。

5. 申請手続き ②国の一時支援金の活用

※道の特別支援金に申請いただく前に、現在、申請を受け付けている**国の一時支援金**に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。国の一時支援金は、道内事業者の皆様も申請できます。なお、旅行関連事業者の皆様は、申請に必要な書類が大幅に簡素化されています。

国の一時支援金 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」

要件1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

要件2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = (2019年又は2020年の対象期間※¹の合計売上) - (2021年の対象月※²の売上 × 3ヶ月)

※1：1月～3月、 ※2：対象期間から任意に選択した月

【中小法人等】上限 **60** 万円 【個人事業者等】上限 **30** 万円

申請受付期間 2021年 **3月8日(月)** ～ **5月31日(月)**

● **国の一時支援金**事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口 TEL : 0120-211-240 IP電話等からの相談 : 03-6629-0479 (※通話料がかかります)

国の一時支援金が受給
できないと判断される場合

申請受付開始後、次ページのフロー図に沿って、**道の特別支援金**に申請いただきますようお願いいたします(道の給付要件を満たすことが必要です)。

※国の一時支援金と道の特別支援金は、どちらかのみを受給できます。

5. 申請手続き

③申請フロー

